

# 環境アセスメント士会通信

平成 25 年度を迎え、別途ご案内のとおり「環境アセスメント士会」の昨年度の活動報告および今後の活動方針を確認するための通常総会を、5 月 23 日に開催すべく、ただいま準備中です。会員及び入会希望者は出席のほど、よろしくお願いいたします。

また総会後には、東京大学教授横張真先生による講演会と、懇親会（会費制）の開催を予定しております。会員内外の多くの方の参加をお待ちしております。

## 環境アセスメント士会総会のお知らせ

日 時：平成 25 年 5 月 23 日（木）18 時 00 分～19 時 00 分  
場 所：JEAS 会議室  
内 容：平成 24 年度事業報告、平成 25 年度事業計画、その他

## 『横張真 東京大学教授 講演会』のお知らせ

演 題：「大学における環境教育の現状と展望」

東京大学における、環境アセスメントを含めた環境に関する講義並びに環境教育への取り組みの現状、今どきの学生の気質・指向、今後の「環境」に係る展望等についてご講演をしていただきます。

日 時：平成 25 年 5 月 23 日（木）19 時 00 分（総会終了後）～20 時 30 分  
場 所：JEAS 会議室  
定 員：30 名程度  
参加費：資料代として 200 円（環境アセスメント士会会員は無料）  
CPD：JEAS-CPD の対象となります。

（JEAS 主催の講習会等と同等の重み係数）

その他：講演会終了後、会場近くの店で講師を囲んでの簡単な懇親会を予定しております。（会費別途）

## 『朝賀広伸 創価大学法学部教授 インタビュー』ご報告

環境アセスメント士会ホームページで既報のとおり、創価大学教授の朝賀広伸先生に、環境影響評価の手続きを中心とした法制度の観点からのお話を伺いました。その概要についてご報告いたします。

### <インタビュー結果概要>

創価大学法学部教授の朝賀広伸氏に、環境影響評価の手続きを中心とした法制度の観点からお話を伺いました。お話は、海外的視点からみた日本のアセス法改正、民主主義と環境権、参加機会の向上と住民意識と多岐にわたりました。

日本のアセス法改正については、今後、制度を運用し、事例を積み重ねていく中で、より良い形へと徐々に完成されていくものと発展的余地を示唆されていました。また、環境に関する制度や政策に対しては、持続可能性という視点での評価や環境教育の重要性を指摘されていました。

今回のインタビューは環境影響評価の社会的側面を考える良い機会となりました。

日時：平成25年2月19日（火） 13時30分～14時15分  
場所：JEAS会議室 出席者：和田会長、加藤事務局長、西委員

主な内容：

- 海外的視点からみた日本のアセス法改正
- 民主主義と環境権
- 参加機会の向上と住民意識

### <創価大学教授 朝賀 広伸先生ご略歴>



- 2005年 沖縄大学准教授、2008年 同地域研究所副所長、2010年 同教授
- 豊見城市公害対策審議会副会長(2009年～2011年度)、那覇市環境審議会委員(2010年～2012年度)、豊見城市一般廃棄物対策推進審議会委員(2010年～2012年度)
- 2010年 環境アセスメント学会奨励賞(研究部門)
- 2012年 創価大学法学部教授

## <インタビュー主な内容>

### ○海外的視点からみた日本のアセス法改正

- 日本における環境影響評価制度は、環境基本法 20 条<sup>1</sup>から外れることはない  
ので、戦略的評価は含まれない。海外で言われている SEA とは異なるため、  
環境省も SEA とは言わず、計画段階配慮としている。
- より上位の政策評価を行う場合には、環境だけではなく広がりが出てしまう。  
そのため、評価に対して持続可能性という視点を提案している。
- イギリスでは省庁を超えてフリーディスカッションできる雰囲気を感じた。  
SEA をアセスの手続きとして制度化しなくとも、今の省庁間の協議を発展さ  
せれば、政策の議論はできるのではないかと思う。いきなり、法で枠組みを決  
めることはなじまない。
- 現行法も施行から事例を積み重ねていく中で、実際の形として見えてくる部分  
が増えた。改正法においても 20 条の範囲の中での運用を積み重ねていくこと  
が大事であり、使う側にとってもよりよい形になってくるだろう。
- 何をもって代替案と捉えるかなど、施行前から課題が指摘されているのも事実  
であるが、使っていく中で徐々に完成されていくものである。

### ○民主主義と環境権

- 欧米の制度では、民主主義的な考え方と科学的根拠とがアセスのプロセスを支  
えていると思われる（和田会長）。
- 環境の捉え方は人権意識と深く関連している。例えば、日本でいえば環境基本  
法 3 条<sup>2</sup>の理念が理解されているかどうかによるものである。このような人権  
的基盤のない国に制度だけ持っていても成立しない。
- “基本的人権の尊重” が他者への配慮など、民主主義を支えている（和田会長）。
- ヨーロッパが環境制度など進んでいるのは、民主主義の高まりとともに手続的  
権利として様々な関与が認められてきたという歴史的な背景もある。その一つ  
が環境権的なものである。
- 憲法に記載されていない権利ではあっても、事実上認められている権利として、  
環境権、プライバシーの権利、知る権利がある。
- 人間らしい環境で生活する権利である環境権が主張されるようになった。
- 権利の主張だけでなく、いずれは意思決定にまで及ぶこともあるかもしれない。  
日本の地方分権のプロセスと同じと考えられる。

<sup>1</sup>（環境影響評価の推進）

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

<sup>2</sup>（環境の恵沢の享受と継承等）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

## ○参加機会の向上と住民意識

- ・現状、事業者にとってアセスは余計な手続きという意識が強く、できるだけ避けようとしているところがみられる。一方で、手続きに則り住民説明会を開催しても参加者が少なかったり、意見がでなかったり、意外に民意の低さも感じている（和田会長）。
- ・いろいろな意味で環境教育が重要になってくる。
- ・欲望の追求ばかりでなく、未来志向型の発想軸を持てるようになるのではないかな。
- ・経済という言葉は、中国の“経世済民（世をおさめ民を救う）”が語源である。環境についても、お互いに配慮できる関係となれば良いと考えている。
- ・事業者もCSRの広がりとともに、持続可能性報告書の作成など、社会貢献の使命を持っているところも多い。
- ・アセスも手続きだけではなく、地域を巻き込む形で、冷静に話し合える場、建設的に、寛容的な場を提供する機会とできるのではないかな。

以上

## <環境アセスメント士会の情報交換について>

EA会の意見交換や情報交換はFacebookで行っています。

また、定期的なお知らせは会員メールや日本環境アセスメント協会ホームページにて随時公開しています。

(ホームページ)

(Facebook)

<http://www.jeas.org/modules/contents17/>

<http://www.facebook.com/groups/301840033234795>

## 環境アセスメント士会への入会について

会員資格は、環境アセスメント士の方(正会員)、本会の活動を賛助する個人・環境アセスメント士を志す方(賛助会員)です。

年会費は、2,000円です。

随時皆さまのご入会を募集しております。

詳しくは、上記ホームページをご覧ください。

### <あとがき>

第3号は、2月に行われた朝賀先生へのインタビューを中心にお伝えいたしました。

今後は活動報告に加え皆様からのご意見の紹介など行っていきたく思いますのでよろしくお願いいたします。

環境アセスメント士会 広報チーム

### 【連絡先】

環境アセスメント士会

〒102-0092

東京都千代田区隼町2番13号

US半蔵門ビル7F

TEL 03-6268-9494

FAX 03-3230-3876

E-mail: [pea@jeas.org](mailto:pea@jeas.org)